

社団法人日本超音波医学会認定超音波専門医制度における 学術集会および学術誌に関する通達

平成 23 年 1 月 15 日
社団法人日本超音波医学会
認定超音波専門医制度委員会
委員長 竹内 和男

社団法人日本超音波医学会認定超音波専門医認定試験実施規程第 3 条にいう、社団法人日本超音波医学会認定超音波専門医制度委員会が適格であると認める学術集会又は学術誌とは、以下のものである。

1. 学術集会

- (1) 日本超音波医学会研究発表会および学術集会ならびに地方会
- (2) 世界超音波医学学術連合大会およびそれを構成する各連合大会
- (3) 日本医学会総会および分科会の学術集会ならびに地方会
- (4) 日本学術会議登録学術研究団体(第 7 部・第 5 部)(別紙学術研究団体のとおり)の学術集会
- (5) 機関誌が「Index Medicus」に掲載されている学会の学術集会
- (6) この他委員会が(1)～(5)相当と認めた学術集会*

2. 学術誌

- (1) 日本超音波医学会機関誌「超音波医学」
- (2) 世界超音波医学学術連合機関誌「Ultrasound in Medicine and Biology」およびそれを構成する各連合の機関誌
- (3) 日本医学会各分科会の機関誌
- (4) 日本学術会議登録学術研究団体(第 7 部・第 5 部)(別紙学術研究団体のとおり)の機関誌
- (5) 「Index Medicus」に掲載されている学術誌
- (6) この他委員会が(1)～(5)相当と認めた学術誌*

* 原則的に「社団法人日本超音波医学会認定超音波専門医資格更新実施内規における指定超音波 関連学会・研究会に関する通達」に掲載されている学術集会、学術誌を相当とする。